

さぬき市手話及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及促進に関する条例検討委員会（第1回）会議録【要旨】	
日時	平成30年11月19日（月曜日）15時30分～17時00分
場所	さぬき市長尾支所 2階201・202会議室
出席者	<p>[委員] 計6名 岡村委員（委員長）、和泉委員（副委員長）、池田委員、坂本委員、細川委員、上原委員</p> <p>[事務局] 計4名 健康福祉部：間島部長 健康福祉部長寿障害福祉課：藤井課長、岩見副主幹、山本主事</p>
欠席者	<p>[委員] 計2名 三谷委員、森委員</p>
傍聴者	計0名
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 さぬき市健康福祉部長挨拶 3 委嘱状交付 4 委員紹介 5 委員長・副委員長の選出 6 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例制定の趣旨について (2) 条例骨子案について (3) その他 7 閉会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 委員名簿 ・ さぬき市手話及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及促進に関する条例検討委員会設置要綱 ・ 資料1 「手話言語条例」及び「情報・コミュニケーション条例」とは ・ 資料2 さぬき市手話及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及促進に関する条例骨子案 ・ 資料3 他自治体関連条例全文比較表 ・ 資料4 他自治体関連条例全文内容比較表 ・ 参考資料1 市関連施策一覧
会議の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の成立 事務局より、さぬき市手話及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及促進に関する条例検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により、過半数以上の出席があり、会議が成立していることを報告した。 2 会議の公開の決定 事務局が、さぬき市附属機関等の会議の委員の構成及び会議の公開に関

	<p>する指針の規定に基づいて、会議の公開について諮り、委員の了承を得て、公開することに決定した。</p> <p>3 さぬき市健康福祉部長挨拶 健康福祉部長より挨拶を行った。</p> <p>4 委嘱状交付 健康福祉部長が、各委員に対して委嘱状の交付をした。</p> <p>5 委員紹介 各委員が自己紹介をした。</p> <p>6 委員長・副委員長の選出 さぬき市手話及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及促進に関する条例検討委員会設置要綱第5条第2項の規定に則り、委員の互選により、岡村委員を委員長に選出し、副委員長に和泉委員を選出した。岡村委員長及び和泉副委員長が挨拶をした。</p> <p>7 議事 (1) 本条例の趣旨について 〈〈事務局より、条例制定の趣旨について説明した。〉〉</p>
(委 員)	<p>手話言語と情報コミュニケーションをなぜ一緒にしたのか。 言語とコミュニケーションを一緒にするというのは無理があると思うが、一緒にするメリットは何なのか。</p>
(事務局)	<p>手話だけではなく、他にも要約筆記や点字、拡大文字といった視点も重要となってくる。聴覚障害者の方も視覚障害者の方もそれ以外の方も対象にした広く知ってもらえるような条例にするためこの形とした。</p>
(委 員)	<p>まとめるという方法もあれば、別々にする方法もあると思う。 聴覚障害者の立場からいうと、手話は日本語でないため、どちらかという と別にして考え欲しい。条例を2つ同時に出すことは難しいのか。</p>
(事務局)	<p>手法や技術的、手続的な面で条例を分けることは可能である。ただ、事務局としては、障害の有無にかかわらず正しい意思疎通ができるように様々な方法があるということを皆が十分に理解し、その方法に応じた意思疎通をして、最終の目標である共生社会に結び付けていくことを目的とした条例を検討していたため、この形とした。条文案を確認して頂き、これはやはり二つに分けた方が良いということであればそれを検討することも可能であるし、内容からすると一つの条例として成立すると考えられたら、この案をもとに議論をして頂けたらと思う。</p>
(委 員)	<p>先ほど趣旨説明と手話の話を聞いて思う所があった。</p>

(事務局)	<p>私は中途視覚障害者です。生まれた時から目が見えないというわけではありません。中には目が見えないかつ耳が聞こえない重複障害の方もいます。手話や要約筆記というものを現在この委員会においてされていると思いますが、残念ながら私にはあまり見えない。もし、私の耳が聞こえなくなった場合、重複障害となり、頼るものがなくなり、音もだめ、光もだめとなる。</p> <p>コミュニケーションという所で、分けたいのかもしれない。ですが、重複障害の方のことも念頭に入れないといけないのではないかと思います。</p> <p>重複障害の方に関しても、条例案では対象になるというところで、対象を広くした条例にできたらと考えている。</p>
(委員)	<p>(2) 条例骨子案について ≪事務局より、条例の前文から第 3 条の基本理念までについて条例内容の説明≫</p>
(事務局)	<p>第 2 条の市民であるが、これは条例の中での市民の定義か。他の規則や法での市民とは違うと思えばいいか。</p>
(事務局)	<p>条例内での市民となります。条例案での市民については、住民票がある市民とは違い、通勤する方なども含めて市民とさせて頂けたらと考えている。</p>
(委員)	<p>前文の 4 段落目のところになるが、「手話に限らず、それぞれの障害の特性に応じた手段に応じてコミュニケーションを図ってきた」という表現には違和感がある。</p> <p>他の障害者はそもそもみんな日本語を使うため、手話はまた別のところにあると思う。ろう者だけが手話を使うというところであり、他の障害者は、日本語をベースとして使うため、日本語を使って生きており、別の障害者と関わったときに初めて手話に触れることになるため、これは少し違うなど感じる。</p>
(事務局)	<p>前文の案では、4 段落目までの前の文章において手話にフォーカスしていた内容から、他のコミュニケーション手段に対して広く意識していただくために入れた内容となる。</p>
(委員)	<p>手話言語条例は、ろう者として生きる道として、もう一方は、両方発展できるよう、日本語がベースとなるコミュニケーション手段についても、幅広い障害者を対象となるように条例を 2 つに分ければ問題ないのかなと思う。</p>
(委員)	<p>全国的に見ると条例は分けているのか。</p>
(事務局)	<p>分けている自治体もあれば、一緒にしている自治体もある。</p> <p>重複する所もあるが、現在、手話言語の内容の条例が 197 自治体、情報コミュニケーションの内容の条例が 30 自治体で制定されている。</p>
(事務局)	<p>この条例案では、手話が主で他の内容が薄いのではないかと たしかに条例案の名称において手話がまず出ている。しかし、手話だけで</p>

	<p>なく他にも様々な意思疎通手段があるという点を市民の皆さんが理解して普及していくというのが趣旨となる。</p> <p>聴覚障害者協会が提示しているモデル案を参考にしながら今回条例案を作成したが、お互いに意思疎通の手段を認識し合うという趣旨となるため、手話だけでなく他の手段も重要であるというところで一本にしている。仮に分けた場合に条文を 2 つの条文について、どのように区別し、違っていくのかというところはある。共通の部分が多い様には感じている。</p>
(事務局)	<p>条例を 2 つに分けるかどうかについて、すぐに結論が出る話ではないため、本委員会後、意見提案者と協議を行う。今日は、共通の案として検討を続けて頂けたら。</p> <p>《事務局より、条例の第 4 条から第 8 条までについて条例内容の説明》</p>
(委員)	<p>条例案内において、細則については、別に定めると書かれている。要望になろうかと思うが、例えば、視覚障害者の人は点字、聴覚障害者の人には手話というような、こうでなければいけないというような感じにはしないで頂きたい。障害者のコミュニケーションを良くしようという条例であるのならば、こういう人にはこういう手段がありますということを、生活相談の方や聴覚障害者協会、視覚障害者協会の関係機関等にアドバイス頂き、必ずこうでないといけないというような決まった形ではなく、こうすればより良いコミュニケーションが図れるというような形にして頂きたいと思う。</p>
(事務局)	<p>基本理念の条文に「情報伝達及び意思疎通のための手段を自ら選択し、利用する権利を有することを前提に」とある。こういう障害の有る人はこういう手段しかないと決めるのではなく、そのときにその方が望まれる形で対応できるように進めていく。</p>
(委員)	<p>不足していると思ったことがある。条例には、予算に関することを入れたらと思うが、何故入れていないのか疑問に思った。</p>
(事務局)	<p>他自治体関連条例全文比較表にもあるが、他の自治体で財政上の措置についての条文が記載されているところもあれば、記載がないところもある。条例を制定するというところで予算も付随して動くことが考えられるため、本条例案には記載していなかった。条文を入れることについては、特に問題はない。</p> <p>(3) その他</p> <p>事務局より、今後のスケジュールについて説明した。第 2 回の検討委員会については、後日開催日を通知することを伝え、了承を得た。</p> <p>8 閉会 (終了)</p>